



経済産業省
関東経済産業局

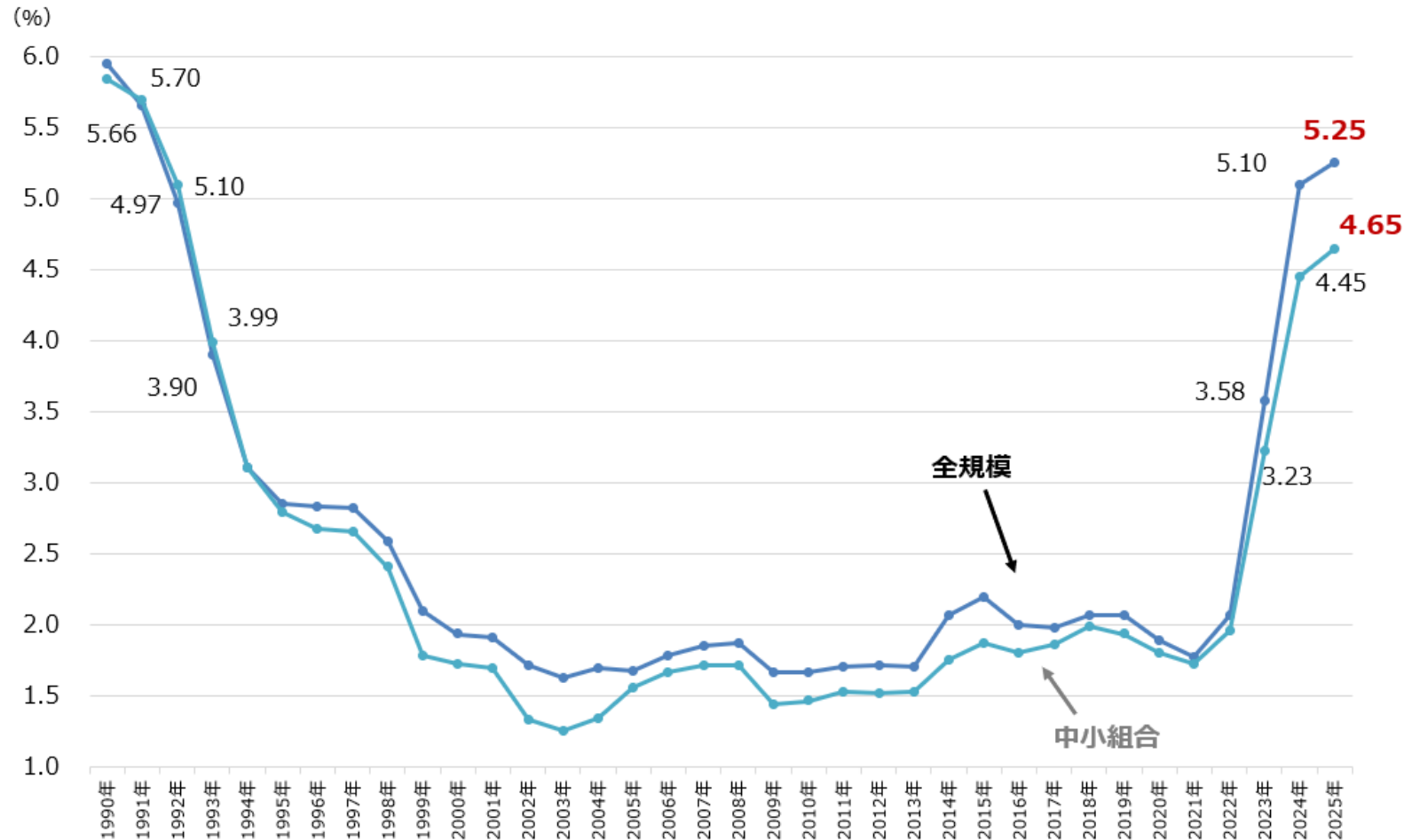
中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について

2026年2月

関東経済産業局

賃上げ：33年ぶりの水準の継続

- 2024年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は5.10%と、1993年以来33年ぶりの5%超えとなる高い伸び。
- 2025年の春季労使交渉賃上げ率（最終集計結果）は、5.25%（中小組合は4.65%）。

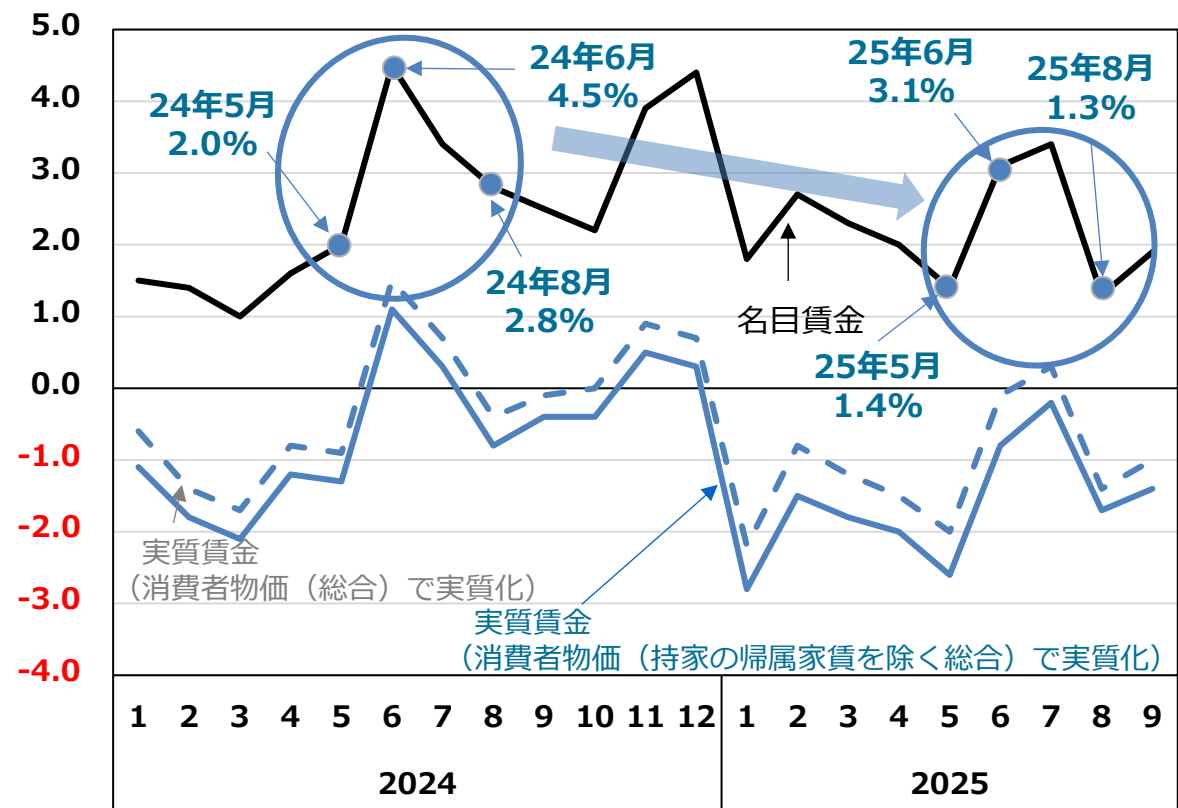


※ 1：調査対象は、連合加盟企業の組合。「中小組合」は、組合員数300人未満の組合。
※ 2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。
※ 3：1990年～2024年については最終集計結果、2025年については第6回回答集計結果であり、今後数字が変動する可能性がある。
（出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

足下の賃上げの状況

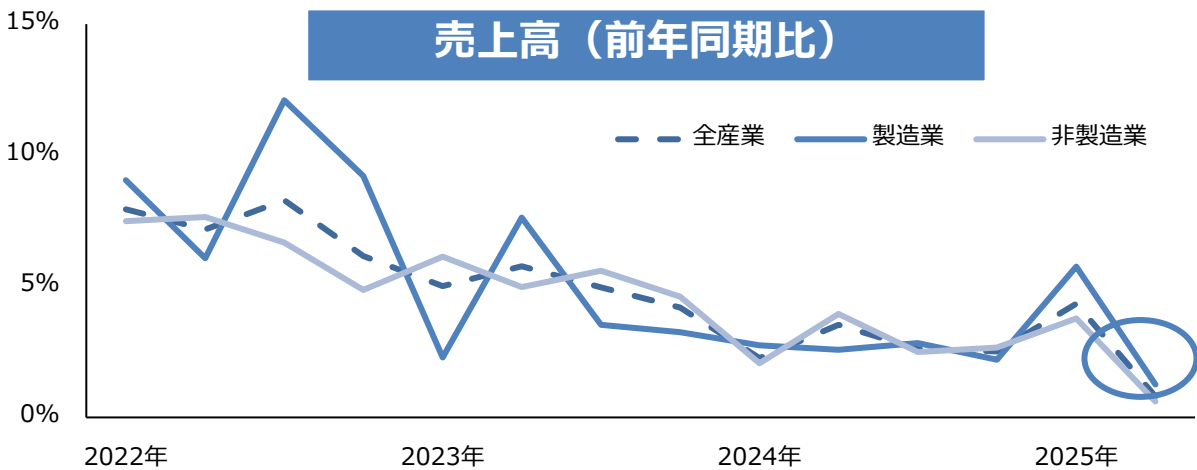
- 物価高に負けない賃上げの実現には、**更なる賃上げが必要**。一方、**名目賃金の伸び率は低下傾向**を示しており、25年8月時点では1.3%にとどまる（前年同時期は2.8%）。
- さらに、米国関税の影響もあり**製造業中心に業績悪化が懸念され、経常利益は前年同期比で11.5%減**。

名目賃金と実質賃金（現金給与総額）

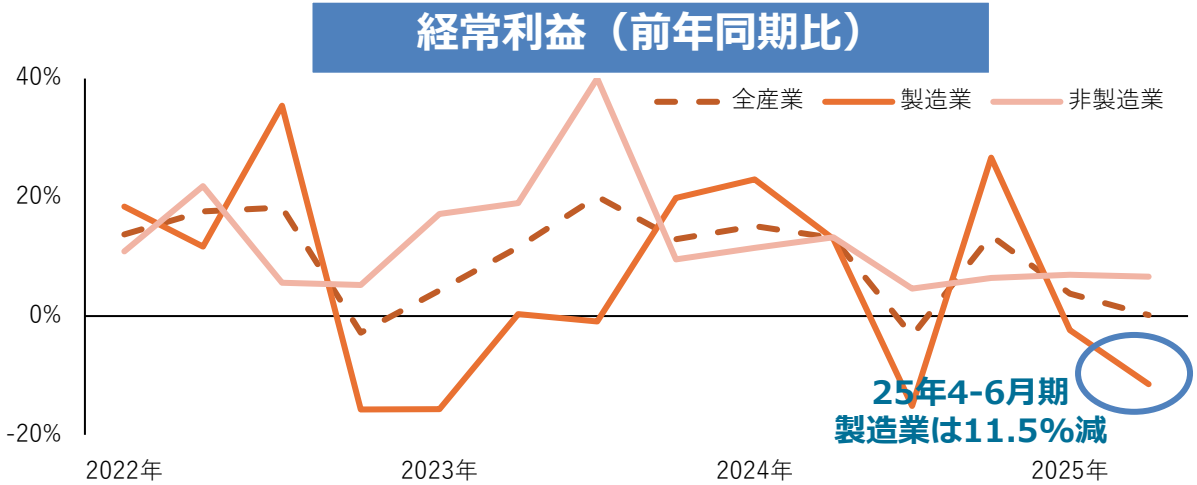


（資料）厚生労働省「毎月勤労統計調査」2025年11月6日公表（速報値）

売上高（前年同期比）



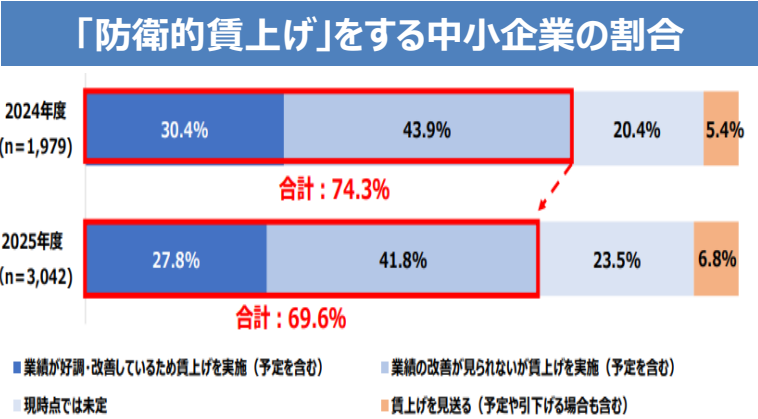
経常利益（前年同期比）



（資料）財務省「法人企業統計調査」より経済産業省作成

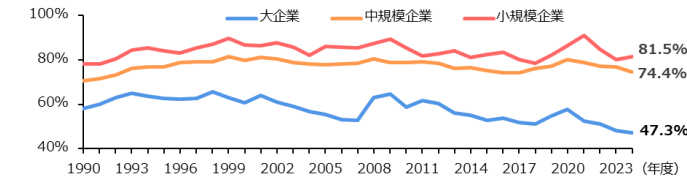
今後の賃上げの見通し

- 人材確保などの観点から賃上げが迫られる「防衛的賃上げ」も多い。足下の労働分配率は8割で高止まっており、更なる賃上げには課題も多い。
- 一方で、中長期的な人手不足が見込まれている中、全国各地で「物価高に負けない賃上げ」を継続的に実現していくためにも、賃上げ支援の施策をさらに強化していく。

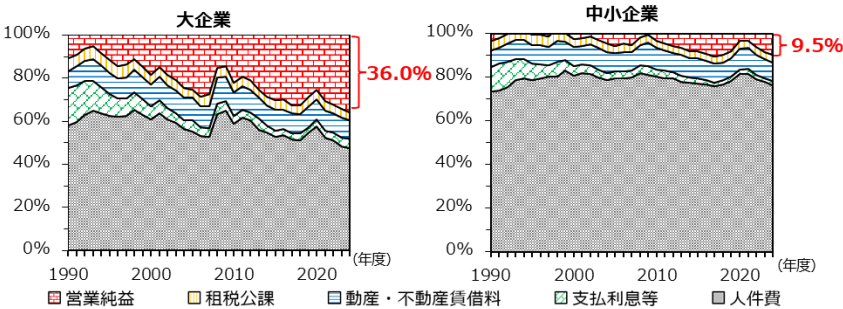


（出所）日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」2025年6月公表

（１）労働分配率の推移

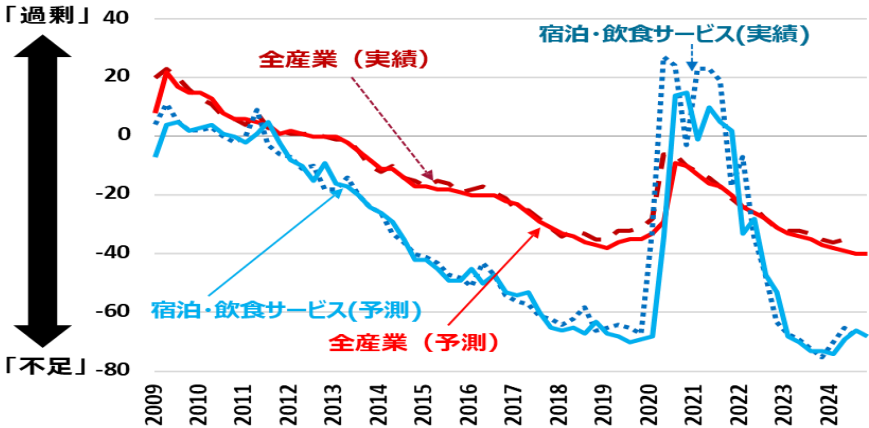


（２）付加価値額の構成要素（企業規模別）



資料：資料：財務省「法人企業統計調査年報」
（注）ここでの大企業とは資本金10億円以上、中規模企業とは資本金1千万円以上1億円未満、小規模企業とは資本金1千万円未満の企業とする。中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。2.金融業、保険業は含まない。
3.労働分配率＝人件費÷付加価値額。付加価値額＝営業純益（営業利益－支払利息等）＋人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課。人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。

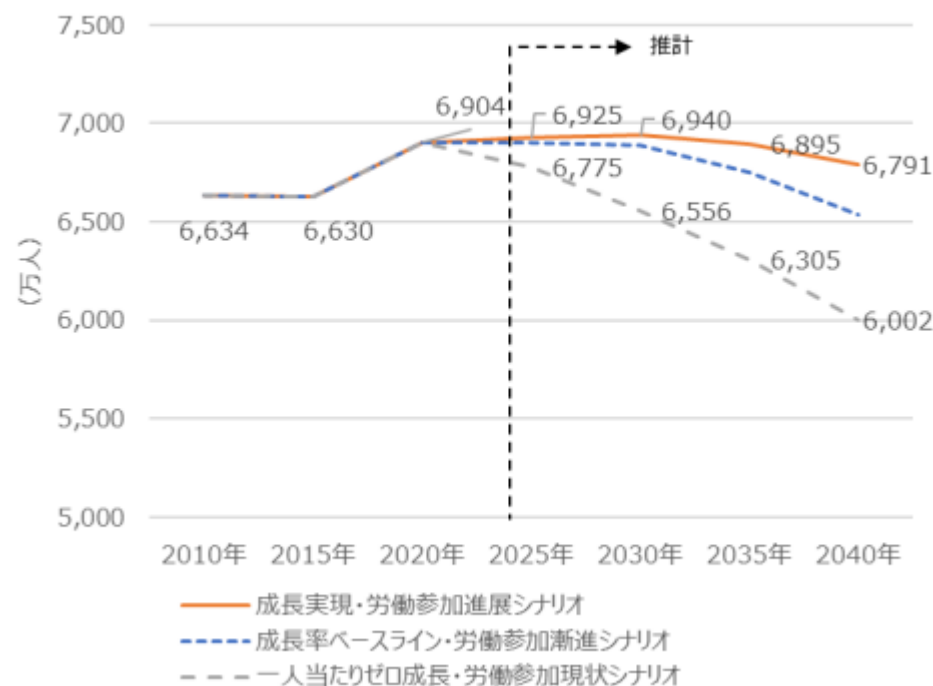
労働力の推移(雇用人員判断DI)



人口減少に伴う構造的人手不足

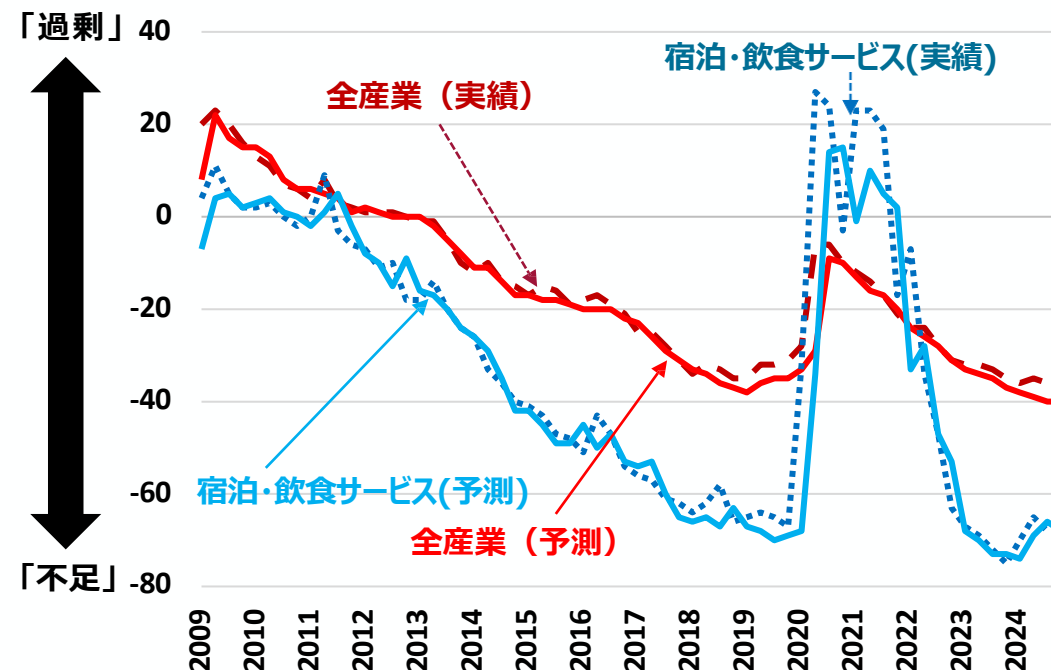
- 労働力人口の見通しには様々なシナリオがあるが、経済・雇用政策を講じ、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進む場合（成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ）では、**2030年に6,886万人、2040年に6,536万人**となることが見込まれる。
- 足下の雇用判断では全産業で人手不足であり、特に宿泊・飲食をはじめとするサービス業で人手不足感が強い。
- 全人口より先に労働力人口が減少していくことを踏まえれば、労働力不足は中期的なトレンドと見込まれ、引き続き、労働力確保のための賃上げが求められる可能性は高い。

労働力人口の見通し



(出所) 左図: 2023年度版 労働力需給の推計 (JILPT)

雇用人員判断DIの推移



(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」2024年10月1日公表

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- ・賃上げに向けた3つのステップ

Step1 : 賃上げ必要額の把握

Step2 : 自社の強みを知り、伸ばす

Step3 : 課題に対処する

- ・支援策の内容（経済対策・令和7年度補正予算を中心に）

- 売上拡大・生産性向上：成長加速化補助金、持続化補助金、デジタル化・AI導入補助金、省力化投資支援 等
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金
- 価格交渉・価格転嫁：取適法による価格転嫁・取引適正化支援、取引かけこみ寺、価格転嫁サポート窓口、官公需対策

賃上げに向けた3つのステップ ①賃上げ必要額の把握

賃上げに活用できる補助金、助成金、税制、相談窓口などをまとめています。



STEP1. 賃上げに必要な人件費の増加分を知る

人件費増加額シミュレーション

事業所がある都道府県
選択してください

あなたの事業所がある都道府県の最低賃金額
都道府県を選択すると最低賃金額が表示されます。

最低賃金(円/時)	最低賃金(円/時)	最低賃金(円/時)	最低賃金(円/時)	操作
円/時	円/時	円/時	円/時	選択

従業員数選択

計算する

(※) このシミュレーションは、賃金引上げに伴う人件費増額の概算を算出する参考用で実際の金額とは異なります。詳細な試算は、専門家や関係機関にご確認ください。

最新情報一覧はこちら

チラシ一覧はこちら

中小企業庁の「ミラサポplus」サイトにおいて、賃上げ・最賃対応の特設サイトを公開。

(<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/index.html>)

<内容>

- ・ 自社の賃上げ必要額をまず知っていただく。
- ・ 商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討していただく。
- ・ 賃上げ原資の確保のためのヒントを提供。
 - ①価格交渉・価格転嫁したい
 - ②売上増加・生産性向上したい
 - ③IT導入・省力化したい
 - ④経営改善・事業再生・再チャレンジしたい
 - ⑤事業承継を進めたい。
- ・ 上記の5つの対策のイメージの漫画、企業の事例、相談窓口、関連する補助金等の施策の紹介

賃上げに向けた3つのステップ ②自社の強みを知り、伸ばす 一商品・サービス別収益の把握

中小企業庁の「ミラサポplus」サイトを通じ、時系列に沿って各ステップ毎で自社の経営状況を分析するツールを提供。

利益を得るための売上高をシミュレーションできる

儲かる経営 キツク君

原価管理
管理会計
のキツカケに

- ① 商品・取引先ごとの収支を把握できる
- ② 伸ばすべき商品・取引先が分かる
- ③ 価格転嫁の目安を検討できる
- ④ 利益を確保する事業戦略を検討できる

検討をはじめ

(登録不要・無料)



※ツールのご利用はパソコン（PC）からお願いします。

ステップの流れ

ステップ①

「過去」からの変化を知る

過去と現状の2期分の決算書の情報を入力すると、会社全体の収支状況の変化を確認できます。費用の項目が急増している場合は、コスト構造を確認しましょう。

ステップ②

「現状」を知る

現状の決算書情報に基づいて、コストを商品ごとに割り当てると、その商品・取引先ごとの収支状況が確認できます。そこから伸ばすべき商品・取引先を検討しましょう。

ステップ③

「将来」を考える

商品・取引先ごとのコストや利益をシミュレーションすることで、利益を確保できる価格やコストを知ることができます。また、会社全体で将来目指すべき営業利益や売上高の検討ができます。

賃上げに向けた3つのステップ ③課題に対処する (売上増加・生産性向上を例に)

中小企業庁の「ミラサポplus」サイトにおいて、賃上げ・最賃対応の特設サイトにおいて、以下を提供。

①漫画による取組の説明



②具体的な事例の紹介



SNSでの発信強化、新商品開発

omborato (愛知県)

事業内容 小売業、和菓子

- 日々の顧客変動による機会損失や食品ロスが課題であり、地元信用金庫から伴走支援を受けていたが、よろず支援拠点の紹介を受けた。
- 需要喚起のために、Instagramでの発信強化や、記念日用や高齢者向けのおはぎを開発。
また、小規模事業者持続化補助金を活用し、品質が落ちにくい瞬間冷却装置を購入し、食品ロス対策に対応した冷凍おはぎの製造も開始。
- 新規顧客の獲得、既存顧客のリピーターが拡がり、売上は前年比120%を達成。

③相談窓口の紹介

● よろず支援拠点

全国47都道府県に設置されているよろず支援拠点において、様々なスキルや資格等を持つコーディネーターが、売上拡大・生産性向上をはじめとする多様な経営課題に対し、無料で何度でも相談に対応しています。

[都道府県毎の住所・電話連絡先](#)

④関連する補助金の紹介

小規模事業者持続化補助金

ものづくり補助金

新事業進出支援補助金

※それぞれ連絡先も記載。

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- ・賃上げに向けた3つのステップ

Step1 : 賃上げ必要額の把握

Step2 : 自社の強みを知り、伸ばす

Step3 : 課題に対処する

- ・支援策の内容（経済対策・令和7年度補正予算を中心に）

- 売上拡大・生産性向上：成長加速化補助金、持続化補助金、デジタル化・AI導入補助金、省力化投資支援 等
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金
- 価格交渉・価格転嫁：取適法による価格転嫁・取引適正化支援、取引かけこみ寺、価格転嫁サポート窓口、官公需対策

1. 成長投資支援

- **中小企業成長加速化補助金の拡充【3,400億円の内数】**
 - ― 売上高100億円を超える中小企業（100億企業）創出に向けて、飛躍的な成長を志向する企業に対する財政支援を実施
- **大規模成長投資支援【4,121億円（新規2,000億円、既存2,121億円）】**
 - ― 中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資に対する支援を継続（新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、うち1,000億円程度を確保）

2. 生産性向上・省力化投資支援

- **生産性向上の支援（生産性革命推進事業のうち、デジタル化・AI導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）【3,400億円の内数】**
 - ― 生産性向上に向けて、デジタル化や、販路開拓、事業承継・M&Aに係る設備投資等を後押しするとともに、物価高や米国関税影響を踏まえたソフト支援を実施
- **革新的製品等開発や新事業進出支援【既存基金の活用（1,200億円規模）】**
 - ― 中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- **省力化投資支援【既存基金の活用（1,800億円規模）】**
 - ― 人手不足に対応し、省力化に資する設備投資を支援。業種別の「省力化投資促進プラン」を踏まえ、従業員規模ごとの補助上限額の見直しなどを実施

3. 伴走支援

- **プッシュ型による伴走支援の体制強化等【376億円の内数】**
 - ― 支援機関（商工会・商工会議所、認定支援機関、よろず支援拠点（生産性向上支援センター含む）、活性協、承継センター等）の体制強化
 - ― 支援機関連携を通じた自治体による伴走支援モデルの創出
 - ― 賃上げ特設サイトやチラシ等を活用した気づきの機会提供の強化

4. 取引適正化

- **官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底【7.6億円】**
 - ― 2026年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底と厳正な執行
 - ― 下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査等による発注者への指導等の徹底
 - ― 国・地方自治体において、民間への請負契約等の単価見直しや、単価・発注における物価上昇を踏まえた予定価格等の予算確保、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の基準等の見直しを行う

5. 資金繰り支援

- **信用保証制度におけるメニュー新設等【152億円】**
 - ― 経営改善や事業再生に取り組む中小企業や、民間金融機関やモニタリング能力を有する者との連携強化を行う中小企業等の借入に対して信用保証協会が保証を行い、当該保証に係る保証料の補助を実施
- **日本政策金融公庫等による資金繰り支援事業【40億円】**
 - ― 日本政策金融公庫等において、米国関税措置の影響を受けた事業者等に対して資金繰り支援を実施

6. 災害支援

- **なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】**
 - ― 令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧・復興を支援
- **局激指定災害への支援拡充等【53億円の内数】**
 - ― 局激指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援

中堅・中小企業向け投資支援メニュー

※令和7年度補正予算等

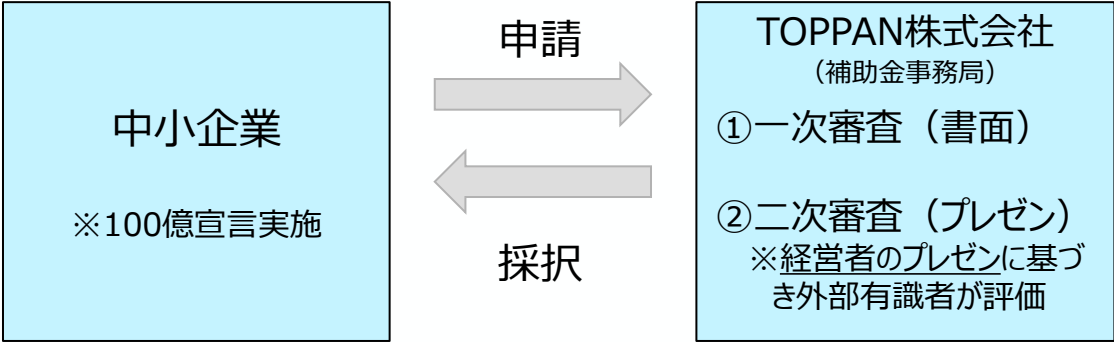
売上規模		事業者数	売上拡大		高付加価値化		
100億円以上	大企業	約1,300者			✓ 会社を急成長させたい ✓ 上場を目指したい		
	中堅企業	約0.9万者	中堅等大規模投資補助金【中堅向け】 上限50億 補助率1/3				
	中小企業	約4,500者					
100億未満 10億円		約9万者	100億企業支援 成長加速化補助金 上限5億 補助率1/2 【100億宣言企業向け】 上限50億 補助率1/3		✓ 承継前に事業を磨きたい ✓ M&Aの統合効果を出したい 事業承継・M&A補助金 上限2,000万 補助率1/2等 ✓ 人手不足に対応したい ✓ 生産プロセスを見直したい 省力化投資補助金 上限1億 補助率1/2等 デジタル化・AI導入補助金 上限450万 補助率1/2等		
10億円 1億円		約60万者	新事業進出・ものづくり補助金 上限9,000万 補助率1/2等 ✓ 新商品をつくりたい ✓ 海外展開したい ✓ 異分野進出したい				
1億円 1,000万円		約140万者	持続化補助金 上限250万 補助率2/3 等 ✓ 販路を広げたい ✓ 商品をPRしたい				
1,000万円以下		約140万者					

成長加速化補助金

- ・ 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。**

【概略】 **採択：211社（倍率 約6倍）**  【申請の流れ】

項目	内容
1 上限額	5 億円（1/2補助）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件を満たす今後 5 年程度の事業計画 （賃上げ実施期間は補助事業終了後 3 年間）
5 対象経費	建物費、機械装置費、外注費 等



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、
その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸張した事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ③適切な成果目標・管理体制
- ④グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

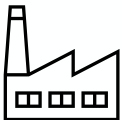
波及効果

- ⑤賃上げ水準（要件値を上回る場合）
- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造
（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組
（下請取引先に対する取引姿勢、防災等のレジリエンス、女性活躍等）

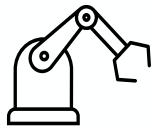
実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関のコミットメント

【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例の要件緩和**。

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数		
基本要件	以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。		
支援内容	製品・サービス高付加価値化枠		グローバル枠
	概 要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
	補助上限額	1人～5人 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）
	（特例措置）	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	
	補 助 率 （特例措置）	中小企業1/2、小規模・再生2/3 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ。小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。） ・ 指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未滿で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費		
その他	収益納付は求めない。「※次年度以降については、新事業進出・ものづくり補助事業として公募を予定。」		

※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、**事業成果を確認**します。
※ 基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

小規模事業者持続化補助金（通常枠）

- 商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等の取組を支援。

【概要】

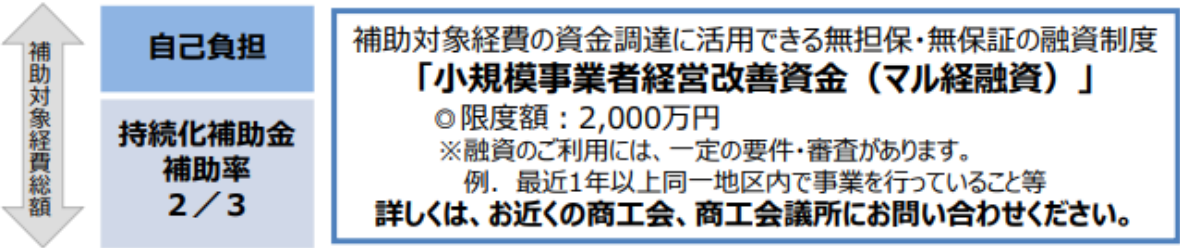
項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は補助上限が上乘せされます。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	調整中
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性があります

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への商談に活用し、新たな販路を開拓。
- ✓ 精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

【関連融資制度】



令和8年1月頃公募要領公開予定。
令和8年6月頃公募申請受付開始予定。

現時点の詳細はこちら→

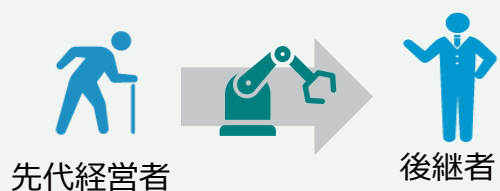


事業承継・M & A補助金の概要

①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



5年以内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M&Aにかかる専門家費用を補助

■ 売り手支援類型 ■ 買い手支援類型



M&Aが対象

■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2or2/3
補助上限 : 600万円-800万円、
2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 600万円-800万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

③PMI推進枠

M & A 後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

■ PMI 専門家活用類型



■ 事業統合投資類型



■ PMI 専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

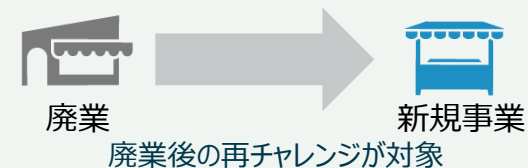
補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

廃業（再チャレンジするもの）にかかる
費用を補助



補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

※令和7年度補正予算では、専門家活用枠に小規模事業者が活用しやすい新類型を設置する等の拡充を行う予定。

省力化投資を促進する支援策（中小企業省力化投資補助事業）

- 人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金。
- カタログ形式による簡易で即効性のある支援を行う「カタログ注文型」と、事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイドによる省力化投資を幅広く支援する「一般型」の2類型を措置。

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般（オーダーメイド）型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

「デジタル化・AI導入補助金」の概要（令和7年度補正）

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算分からは、「**デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）**」と名称を変更。詳細は調整中。

（以下、IT導入補助金2025の概要）

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツール を受注者に共有し、 取引先のインボイス 対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊サービス 利用料 （最大2年分）
	単独申請可能なツールの拡大	ハードウェア購入費			
補助上限	ITツールの業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で3か 月以上、令和7年度改定の地域別最低賃 金未滿で雇用していた従業員数が全従業員 の30%以上であることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- ・賃上げに向けた3つのステップ

Step1 : 賃上げ必要額の把握

Step2 : 自社の強みを知り、伸ばす

Step3 : 課題に対処する

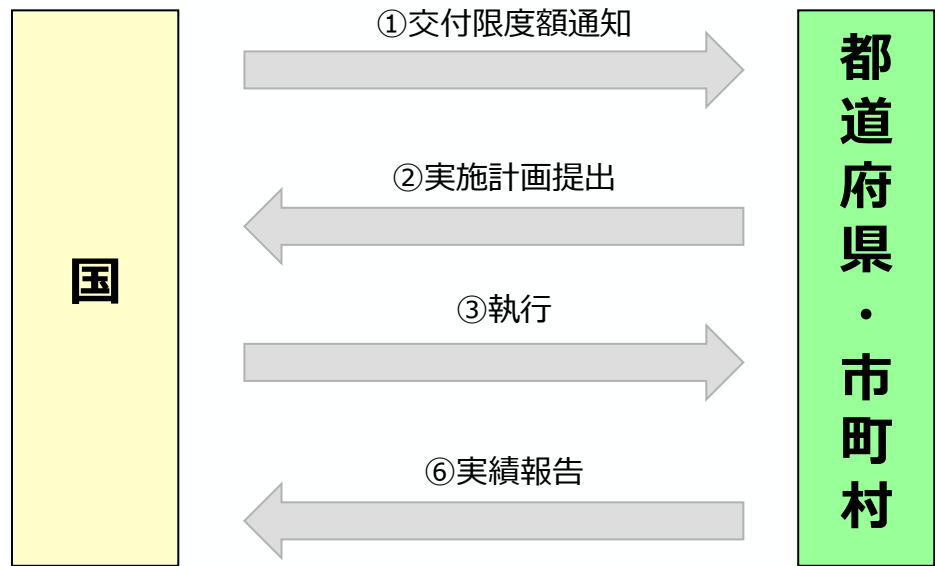
- ・支援策の内容（経済対策・令和7年度補正予算を中心に）

- 売上拡大・生産性向上：成長加速化補助金、持続化補助金、デジタル化・AI導入補助金、省力化投資支援 等
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金
- 価格交渉・価格転嫁：取適法による価格転嫁・取引適正化支援、取引かけこみ寺、価格転嫁サポート窓口、官公需対策

重点支援地方交付金について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、自治体が地域の実情に応じて対策を講じられるよう、臨時の支援措置として創設。新型コロナウイルス感染症5類以降に伴い、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」として、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を実施。
- 国が定めた計算式により、**都道府県・市町村への配分額**が決まり、**国が推奨事業メニューを示す**方式。
- 令和7年度補正予算（案）では、重点支援地方交付金に対して**2兆円の措置**を講じており、推奨事業メニューとして、「**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備**」を新設。

重点支援地方交付金のスキーム



※事業終了後に、事業の実施状況及びその効果を公表することなどを通じて、各自治体が住民等への説明責任を果たす

自治体が
地域の実情に応じて、
生活者や事業者に対して
支援措置を行う

【推奨事業メニュー：令和7年度補正予算案】

（生活者支援）

- ①食料品の物価高騰に対する特別加算
- ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援
- ③物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ④消費下支え等を通じた生活者支援
- ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

（事業者支援）

- ⑥**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備**
- ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑧農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

重点支援地方交付金・推奨事業メニュー

＜追加額 2.0兆円＞

○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

生活者支援	事業者支援
① 食料品の物価高騰に対する特別加算 米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援	⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備 経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援
② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援	⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援 物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援 ※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。	⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援 配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
④ 消費下支え等を通じた生活者支援 物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援 ※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。	⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援
⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援	⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

価格転嫁の推進

新潟県新潟市 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の推進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、長期継続契約にて委託を実施している公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。（清掃事業者、学校給食の調達等）

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

約56,000千円

✓執行スキーム：

新潟県新潟市



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・ よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・ パートナーシップ構築宣言
- ・ 価格交渉促進月間

価格転嫁の推進

北海道清里町 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進（公共調達）

✓事業目的：

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

✓事業概要：

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。（公共施設運営費等）

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年3月

✓事業予算額：

約28,750千円（一部充当）

✓執行スキーム：

北海道清里町



委託事業者

関連する主な国の支援策等：

- ・ よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口
（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・ パートナーシップ構築宣言
- ・ 価格交渉促進月間

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

伴走支援の強化

埼玉県草加市 事業者伴走型創業・再展開支援強化事業

✓事業目的：

物価高騰に直面する事業者等の経営体力の維持・強化を図る。

✓事業概要：

商工会議所の相談員を増員し、専門人材による伴走支援体制を構築。事業者の経営体力の維持・強化を図るため、企業に寄り添いながら、事業者の創業、再展開期や事業承継等の事業活動を支援する。

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年2月

✓事業予算額：

13,000千円

✓執行スキーム：

埼玉県草加市



草加商工会議所

関連する主な国の支援策等：

- ・ 商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援（事業環境変化対応型支援事業）
- ・ よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・ 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金）

省力化・生産性向上支援

大分県 大分県省力化・生産性向上支援補助金

✓事業目的：

物価上昇の中で生産性を向上させ賃金を上げる中小企業等を支援するため、奨励金の支給を行う。

✓事業概要：

国の省力化投資補助金(カタログ注文型)やIT導入補助金（インボイス枠インボイス対応類型）を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、補助金を交付。

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

64,000千円

✓執行スキーム：

大分県



補助金事務局



採択企業

関連する主な国の支援策等：

- ・ IT導入補助金、ものづくり補助金、持続化補助金
- ・ 新事業進出補助金（中小企業新事業進出促進事業）
- ・ 省力化投資補助金（中小企業省力化投資促進事業）

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

経営構造転換の促進

長野県 中小企業経営構造転換促進事業

✓事業目的：

引き続き業況が厳しい中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進し、昨今の社会経済変化への対応や競争力強化への取組を支援する。

✓事業概要：

原材料価格等の高騰により厳しい経営状況にある県内中小企業の競争力を強化するため、国の生産性革命補助事業への県単独の上乗せ補助を拡充（補助対象枠・採択可能件数の拡充）

✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

約170,000千円

✓執行スキーム：

長野県（現地機関）



採択企業

関連する主な国の支援策等：

- ・ものづくり補助金、I T導入補助金、持続化補助金
- ・新事業進出補助金（中小企業新事業進出促進事業）
- ・省力化投資補助金（中小企業省力化投資促進事業）

金融支援

神奈川県川崎市 信用保証料補助金

✓事業目的：

物価高騰等による影響を受けている中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図る。

✓事業概要：

市融資制度の「伴走支援型経営改善資金」「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料を補助。

✓事業実施期間：

令和6年4月～令和7年1月

✓事業予算額：

約162,000千円

✓執行スキーム：

神奈川県川崎市



川崎市信用保証協会

関連する主な国の支援策等：

- ・経営改善サポート保証（中小企業信用補完制度関連補助事業）
- ・協調支援型特別保証（同上）等

重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例

一定額以上の賃上げに向けた取組支援

群馬県 ぐんま賃上げ促進支援金

✓事業目的：

物価上昇を上回る賃上げを実現することに加え、県内中小企業の稼ぐ力の強化や生産性向上を支援し、継続的な全国トップクラスの賃上げを目指す。

✓事業概要：

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、一人当たり3万円又は5万円の支援金を支給する。支給対象は、パートナーシップ構築宣言を要件化。

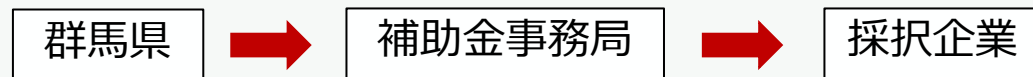
✓事業実施期間：

令和7年4月～令和8年3月

✓事業予算額：

2,700,000千円

✓執行スキーム：



関連する主な国の支援策等：

- ・パートナーシップ構築宣言
- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援（事業環境変化対応型支援事業）
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）

最低賃金引上げへの対応

佐賀県 佐賀型賃金upプロジェクト 中小企業生産性向上支援補助金

✓事業目的：

原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、県内中小企業が生産性向上を図るために実施される補助制度。デジタル技術を活用した業務改善や、生産効率の向上、新商品の開発、販路拡大など幅広い取り組みを支援することで、企業の収益力向上に寄与。

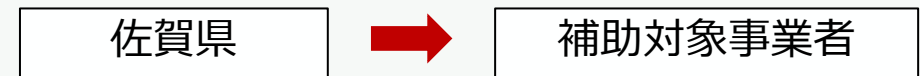
✓事業概要：

- ①～③の全ての項目を満たす事業者に対して、設備投資等に要する費用の3分の2を補助（上限あり）。
- ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引上げに伴う賃金を支給していること。
 - ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。
 - ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金を下回っていないこと。

✓事業予算額：

約250,000千円
※令和7年9月補正予算で実施。

✓執行スキーム：



中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策

- ・賃上げに向けた3つのステップ

Step1 : 賃上げ必要額の把握

Step2 : 自社の強みを知り、伸ばす

Step3 : 課題に対処する

- ・支援策の内容（経済対策・令和7年度補正予算を中心に）

- 売上拡大・生産性向上：成長加速化補助金、持続化補助金、デジタル化・AI導入補助金、省力化投資支援 等
- 地域特性に応じた補完策支援策：重点支援地方交付金
- 価格交渉・価格転嫁：取適法による価格転嫁・取引適正化支援、取引かけこみ寺、価格転嫁サポート窓口、官公需対策

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性（まとめ）

1. 法の厳正な執行

- ① **中小受託取引適正化法【取適法】**（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）
- ② **受託中小企業振興法【振興法】**（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）
- ③ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で検討中。

2. 民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた**業界への働きかけ強化** ※米国関税措置の影響も注視

- ① **価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施）に基づく、「**発注者リスト**」公表、**迅速な注意喚起、指導・助言**
- ② 価格転嫁を阻害する**商習慣の見直し**（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）
- ③ 取引適正化のための**自主行動計画**（31業種・88団体 ※2025年12月時点）の**改訂・徹底**
- ④ **パートナーシップ構築宣言**（83,172社 ※2025年12月24日時点）の**周知・実効性の向上**
- ⑤ **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（2025年12月改正）の**周知・徹底**

3. 取引実態の把握・相談対応

- ① **取引Gメン**（約330名）が取引実態をヒアリング（年間1万件以上）
- ② **取引かけこみ寺**（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間1万件以上）

4. 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

- ① 国等の契約の基本方針（2025年4月閣議決定）等を踏まえた、発注者側から少なくとも**年1回以上の協議の促進、低入札価格調査制度や最低制限価格制度**の導入拡大・活用（総務省を通じ自治体へ周知。導入状況の見える化・公表）。

※価格交渉促進月間の発注者リストで67自治体が公表されたことを踏まえ、適切な対応を求める文書を総務省から自治体へ発出（8月5日）

- ② **令和8年度予算編成**における、**経済・物価動向等の適切な反映**。令和7年度補正予算の**重点支援地方交付金**の活用。

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超

資本金 1 千万超 3 億以下

常時使用する従業員300人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下（個人含む）

資本金 1 千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超

資本金 1 千万超 5 千万以下

常時使用する従業員100人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下（個人含む）

資本金 1 千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延（手形払等の禁止）

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容

②規模要件
(製造業、建設業、
運輸業その他)

②規模要件
(サービス業)

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい	→	中小受託事業者	資本金3億以下(個人含む)
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い	→		常時使用する従業員300人以下

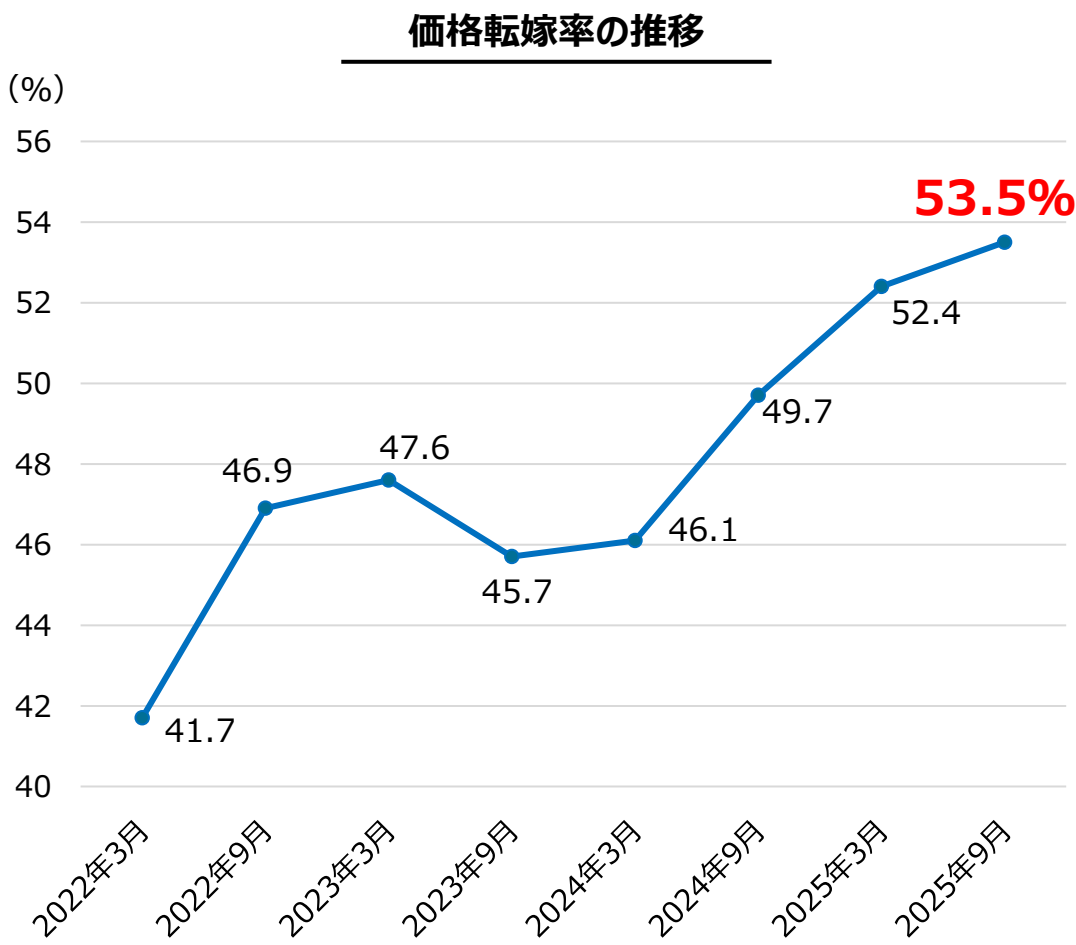
委託事業者	資本金が中小受託事業者より1円でも大きい	→	中小受託事業者	資本金5千万以下(個人含む)
	常時使用する従業員数が、中小受託事業者より1人でも多い	→		常時使用する従業員100人以下(個人含む)

具体的な措置

- ① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「振興基準」※を定める。
※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（31業種・88団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる
- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勸奨。
- ③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）
- ④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。
- ⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

価格転嫁の状況

- 価格転嫁率は改善傾向にはあるものの、未だ**53.5%**と道半ば。業種別にも差がある状況。



※2022年3月は集計方法が異なるため参考値。

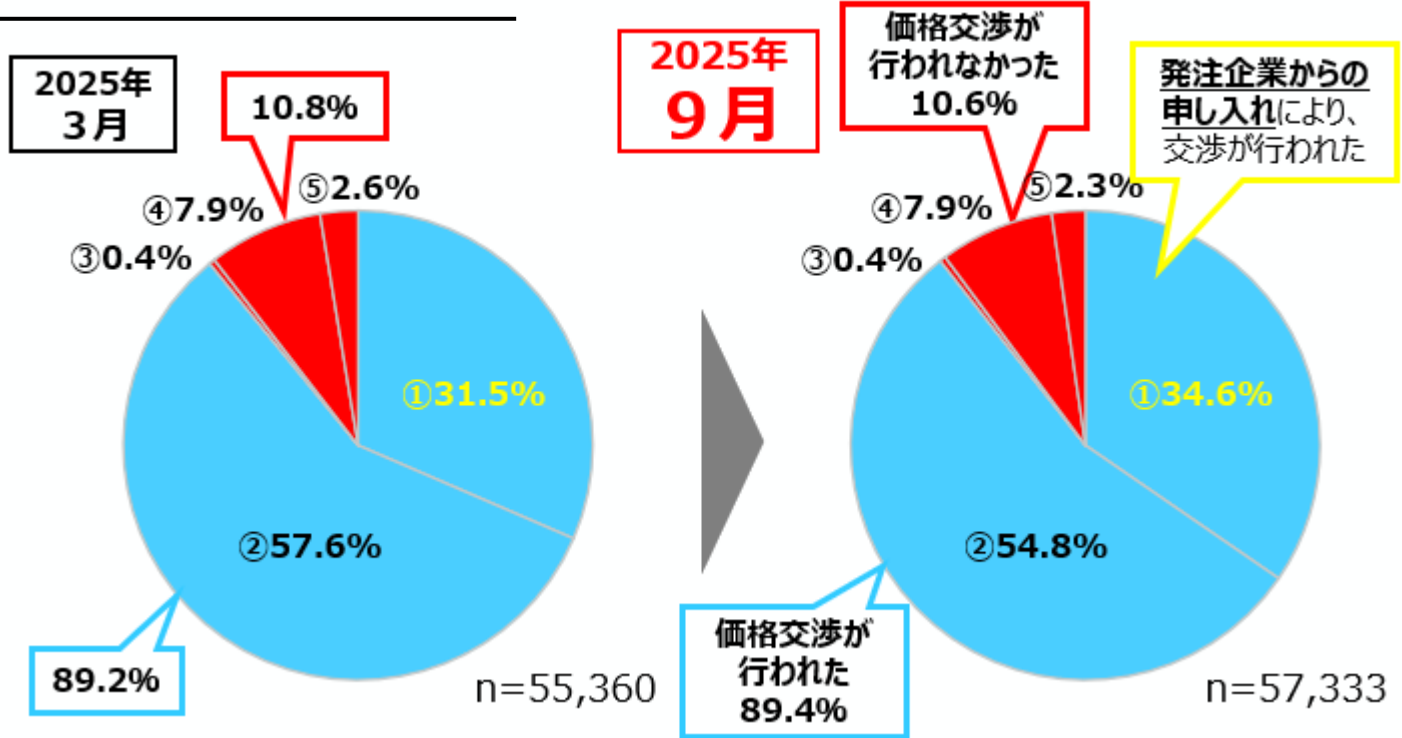
業種別の価格転嫁率

2025年 9 月			コスト増に対する転嫁率	
全体			↑	53.5% (52.4%)
業 種 別	1位	化学	↑	66.7% (64.8%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	60.6% (58.4%)
	3位	機械製造業	↑	59.4% (56.2%)
	3位	造船	↑	59.4% (57.6%)
	5位	食品製造業	↓	59.3% (60.3%)
	6位	自動車・自動車部品	↑	58.9% (56.6%)
	7位	飲食サービス	↓	57.2% (57.3%)
	8位	金融・保険	↑↑	56.2% (51.1%)
	9位	金属	↑	54.2% (50.9%)
	10位	卸売	↓	54.1% (54.4%)
	11位	小売	↑	54.0% (52.5%)
	12位	建設	↑	53.2% (52.6%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9% (52.2%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7% (53.6%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4% (51.5%)
	16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7% (48.5%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9% (54.3%)
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0% (46.0%)
	18位	紙・紙加工	↓	50.0% (51.4%)
	20位	印刷	↑	49.9% (47.7%)
	21位	生活関連サービス	↓	48.9% (50.2%)
	22位	繊維	↑	48.1% (47.5%)
	23位	建材・住宅設備	↑	47.2% (46.6%)
	24位	製薬	↓↓↓	46.7% (64.1%)
	25位	通信	↑↑	46.6% (37.7%)
	26位	広告	↑	43.4% (38.7%)
	27位	農業・林業	↓	42.3% (45.0%)
	28位	廃棄物処理	↑	41.1% (39.3%)
	29位	放送コンテンツ	↓	40.1% (43.2%)
	30位	トラック運送	↓	34.7% (36.1%)
	—	その他		—

価格交渉の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 3ポイント増の34.6%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は全体の89.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）はほぼ横ばいの状況（前回10.8%→10.6%）。
 - 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の施行・厳正な執行などを通して、価格交渉・転嫁への更なる機運醸成が重要。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



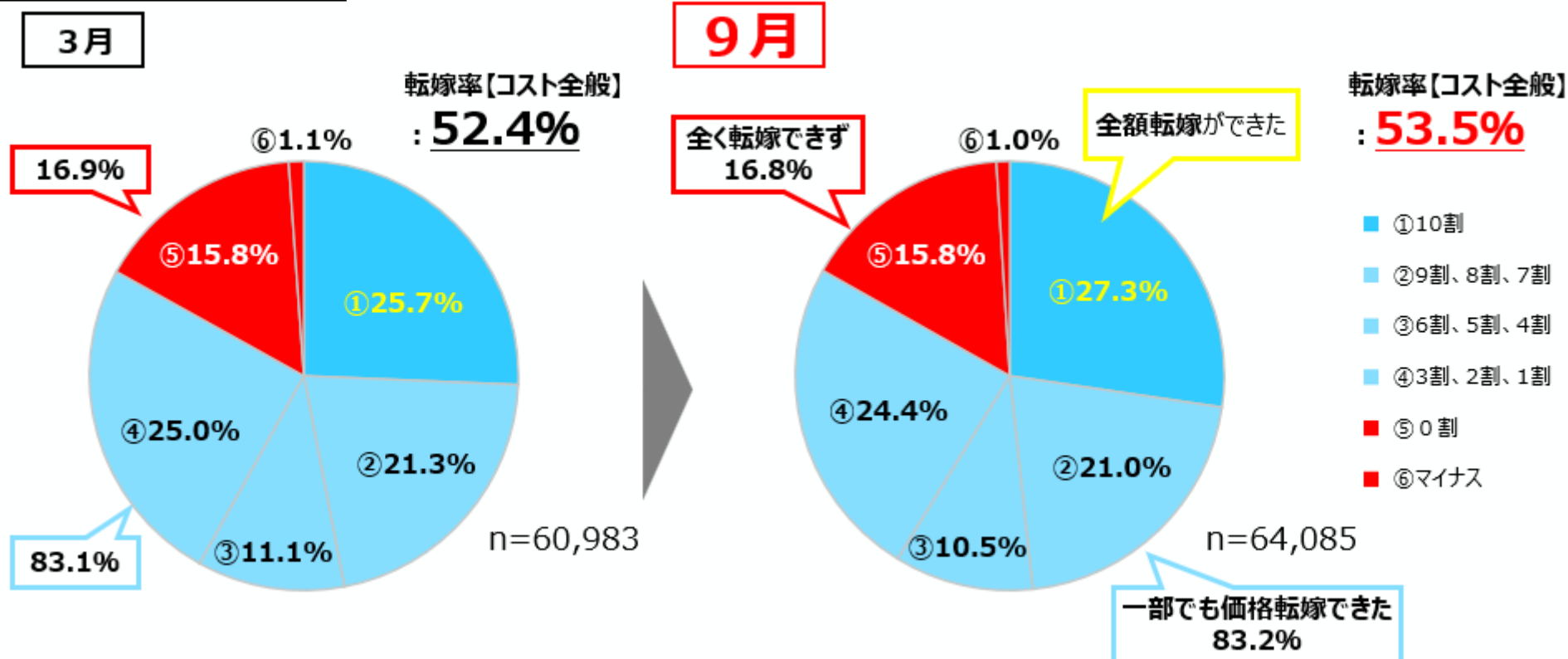
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

※「価格交渉不要」の回答を除いた分布。
※本調査の回答は、下請法の対象外取引も含まれ得ることに留意。以下同じ。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は53.5%。今年3月時点より約1ポイント増加（前回52.4%→53.5%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、8割超。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は横ばいの状況（前回16.9%→16.8%）。
 - 価格転嫁の状況はほぼ横ばいであり、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態が継続している。転嫁が困難な企業への更なる対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



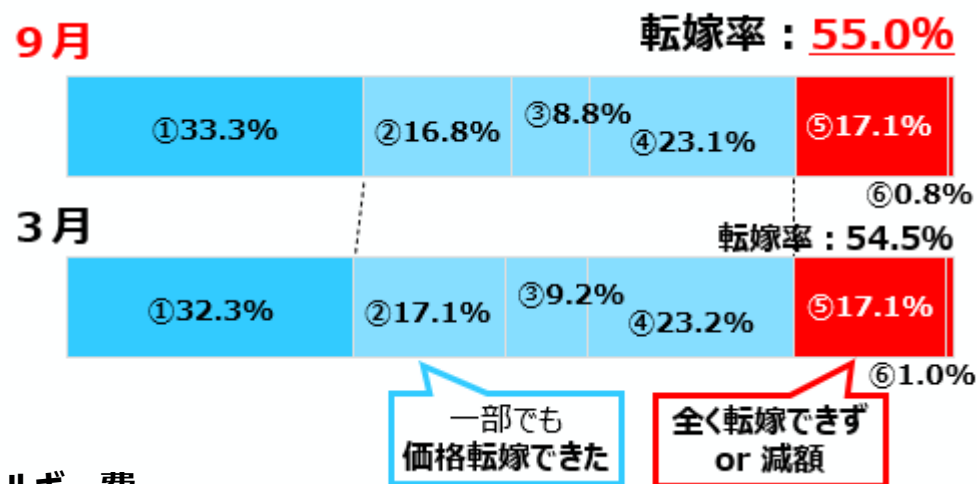
※「価格転嫁不要」の回答を除いた分布

（出典）中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」

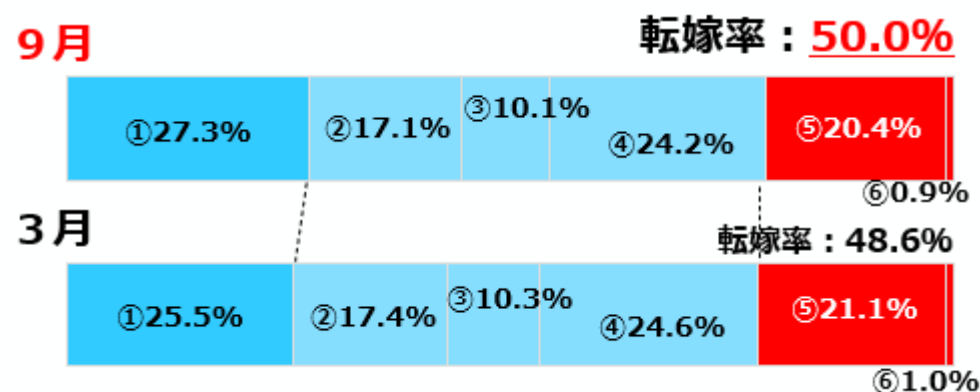
価格転嫁の状況②【コスト要素別】

- 労務費の転嫁率は、はじめて5割に到達したものの、原材料費と比較して約5ポイント低い。
- エネルギー費の転嫁率は、前回から上昇したものの、要素別では最も低い水準となっている。
 - 労務費に限らず、原材料費・エネルギー費を含めたコスト全般の価格転嫁を一層推進していく必要がある。

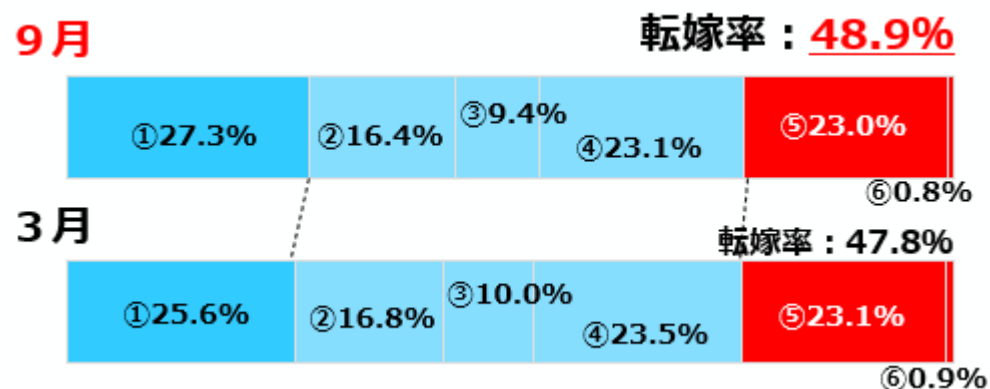
原材料費



労務費



エネルギー費



①10割 ②9割、8割、7割 ③6割、5割、4割
④3割、2割、1割 ⑤0割 ⑥マイナス

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング（2025年9月）

【発注企業の所在地ごとに集計】

2025年9月				転嫁率	件数				転嫁率	回答件数
全体				53.5%	86,538					
都道府県別	1位	中国	島根県	58.6%	724	25位	九州	宮崎県	52.0%	683
	2位	九州	大分県	56.5%	750	26位	四国	愛媛県	51.8%	1,398
	3位	中国	鳥取県	56.5%	524	27位	中部	石川県	51.7%	365
	4位	中国	山口県	56.0%	1,183	28位	関東	埼玉県	51.5%	1,510
	5位	東北	秋田県	56.0%	81	29位	中国	岡山県	51.5%	1,720
	6位	九州	長崎県	55.8%	837	30位	近畿	京都府	51.4%	2,087
	7位	北海道	北海道	55.5%	867	31位	中部	愛知県	51.4%	3,855
	8位	中国	広島県	55.3%	3,090	32位	近畿	滋賀県	51.1%	718
	9位	四国	高知県	55.3%	592	33位	中部	富山県	50.9%	396
	10位	九州	鹿児島県	55.1%	1,046	34位	東北	福島県	49.7%	281
	11位	関東	東京都	54.9%	27,552	35位	中部	三重県	49.5%	889
	12位	東北	青森県	54.8%	189	36位	中部	岐阜県	49.5%	798
	13位	近畿	兵庫県	54.8%	3,528	37位	関東	静岡県	49.4%	1,422
	14位	九州	熊本県	54.0%	1,181	38位	近畿	和歌山県	49.2%	483
	15位	四国	香川県	53.9%	1,000	39位	近畿	奈良県	48.9%	413
	16位	関東	神奈川県	53.8%	2,896	40位	関東	長野県	48.2%	582
	17位	九州	福岡県	53.7%	4,330	41位	東北	宮城県	48.1%	395
	18位	関東	千葉県	53.6%	971	42位	近畿	福井県	47.7%	343
	19位	関東	茨城県	53.2%	397	43位	関東	栃木県	47.2%	308
	20位	近畿	大阪府	53.2%	12,329	44位	四国	徳島県	47.2%	491
	21位	関東	新潟県	53.2%	533	45位	関東	山梨県	46.0%	180
	22位	東北	山形県	52.2%	187	46位	関東	群馬県	45.8%	455
	23位	九州	佐賀県	52.1%	650	47位	東北	岩手県	45.5%	168
	24位	沖縄	沖縄県	52.1%	859					

（注）発注側企業の都道府県不明・海外企業等があるため、各都道府県の件数の合計と全体の件数は一致しない。

（出典）中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング（2025年9月）

【受注企業の所在地ごとに集計】

2025年9月				転嫁率	件数				転嫁率	回答件数
全体				53.5%	86,538					
都道府県別	1位	中国	島根県	56.5%	983	25位	中部	富山県	52.0%	309
	2位	中国	広島県	56.3%	4,145	26位	関東	神奈川県	51.8%	2,083
	3位	近畿	兵庫県	56.3%	4,473	27位	九州	佐賀県	51.7%	892
	4位	九州	長崎県	55.9%	1,253	28位	東北	青森県	51.3%	252
	5位	北海道	北海道	55.3%	912	29位	中部	岐阜県	51.1%	1,237
	6位	関東	東京都	55.2%	16,662	30位	近畿	京都府	51.1%	2,073
	7位	四国	高知県	55.1%	732	31位	関東	新潟県	51.1%	483
	8位	中国	鳥取県	55.1%	788	32位	関東	茨城県	50.6%	560
	9位	中国	山口県	55.0%	1,889	33位	関東	静岡県	50.1%	1,757
	10位	近畿	大阪府	54.8%	12,611	34位	関東	埼玉県	50.0%	1,940
	11位	九州	熊本県	54.6%	1,728	35位	沖縄	沖縄県	49.6%	1,098
	12位	中国	岡山県	54.2%	2,607	36位	関東	長野県	49.1%	526
	13位	九州	鹿児島県	54.2%	1,464	37位	近畿	奈良県	49.0%	803
	14位	東北	秋田県	54.1%	108	38位	関東	栃木県	48.8%	373
	15位	九州	福岡県	54.1%	5,708	39位	中部	愛知県	48.8%	2,731
	16位	中部	石川県	53.7%	317	40位	四国	徳島県	48.5%	761
	17位	東北	福島県	53.1%	318	41位	関東	千葉県	47.9%	1,157
	18位	九州	大分県	53.1%	1,159	42位	東北	山形県	47.3%	189
	19位	近畿	和歌山県	52.7%	795	43位	東北	岩手県	46.5%	210
	20位	九州	宮崎県	52.6%	995	44位	近畿	福井県	46.5%	259
	21位	中部	三重県	52.6%	1,562	45位	関東	群馬県	46.0%	483
	22位	近畿	滋賀県	52.3%	1,283	46位	関東	山梨県	44.7%	160
	23位	四国	香川県	52.3%	1,495	47位	東北	宮城県	40.4%	431
	24位	四国	愛媛県	52.1%	1,784					

（出典）中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」

取引適正化の好事例・悪事例

管内1都10県における取引適正化（価格転嫁）の好事例・悪事例は以下のとおり

好事例

- 以前と比較すると「**価格交渉促進月間**」が浸透してきており、発注側からも3月、9月に自社に対してコスト状況の打診があり、大変助かっている。（製造業）
- 取引先との間で原材料価格を中心とした価格交渉を行い、価格転嫁を認めてもらうことができた。しかし、労務費の価格転嫁については実現できていなかったため、労務費転嫁に向けた情報収集を開始した。この際、「**よろず支援拠点**」も活用し、**労務費の価格転嫁を申入れたところ、要求に対して満額を認めてもらうことができた。**（製造業）
- 取引先は「**パートナーシップ構築宣言**」をした企業であり、取引先担当者は価格協議において対等なパートナーのスタンスで臨み、毎回、エビデンス資料の提示を求めることなく、**10割の価格転嫁を認めている。**（卸売業）

悪事例

- 価格転嫁という概念は無く、競合他社も多いので転嫁は出来ていない。また、**自社から価格転嫁について交渉する事も出来ていない状況であり、直近5年程度は単価の変動は無い。**（専門サービス業）
- 取引先からの支払は、当月末日締め、翌月末支払い、現金100%となっているが、**振込手数料は自社負担である。**（製造業）
- 通常の案件では、概算見積の後で施工図を元に詳細見積の提出を求められ価格決定するが、**取引先との場合は全て概算見積時点での価格で一方向的に確定されていたため、価格転嫁は全く出来ず赤字となるケースもあった。**（製造業）

各業界団体における自主行動計画の改定状況

- 令和7年12月時点で、**31業種88団体**が取引適正化に関する自主行動計画を策定。各団体において、法改正を踏まえた改定作業を順次進めている。
- 既に改定済みの団体は11団体。改定の目途がたっているのは41団体。改定の予定はあるものの、時期が未定であるのは28団体。改定の予定がない、あるいは回答が得られていないのは8団体。**引き続き、各事業所管省庁を通じ、法改正内容の自主行動計画への反映を促していく必要あり。**

改定済みの団体一覧（11団体）

全国警備業協会（令和7年9月）
日本インターネットプロバイダー協会
（令和7年10月7日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み）
テレコムサービス協会
（令和7年10月8日新規策定、策定時点で
法改正の内容を反映済み）
日本鉄道車輛工業会
（令和7年11月22日）
電子情報技術産業協会
（令和7年12月9日）
全国段ボール工業組合連合会
（令和7年12月12日、令和8年1月公開予定）
住宅生産団体連合会（令和7年12月17日）
日本製紙連合会（令和7年12月22日）
日本自動車工業会（令和7年12月）
日本自動車部品工業会
（令和7年12月）
日本ボランティアチェーン協会
（改定済み、令和8年1月1日付公開予定）

改定予定（※改定時期目途あり）の団体一覧（41団体）

日本産業機械工業会（令和7年12月予定）
全日本トラック協会（令和7年12月末予定）
電気通信事業者協会（令和8年1月予定）
酒類業中央団体連絡協議会
（令和8年1月予定）
情報サービス産業協会（令和8年1月予定）
日本外食流通協会（令和8年1月予定）
日本繊維産業連盟（令和8年1月予定）
日本オフィス家具協会（令和8年1月予定）
日本分析機器工業会（令和8年1月予定）
日本電機工業会（令和8年1月予定）
日本航空宇宙工業会（令和8年1月予定）
日本造船工業会（令和8年2月予定）
日本中小型造船工業会（令和8年2月予定）
カメラ映像機器工業会（令和8年2月予定）
日本スーパーマーケット協会
（令和8年3月まで）
日本金属熱処理工業会（令和8年3月まで）
日本鍛造協会（令和8年3月まで）
日本鑄造協会（令和8年3月まで）
日本DIY・ホームセンター協会
（令和8年3月まで）
日本金属プレス工業協会（令和8年3月まで）
日本パルプ工業会（令和8年3月まで）
日本ダイカスト協会（令和8年3月まで）
日本粉末冶金工業会（令和8年3月まで）
日本鑄鍛鋼会（令和8年3月まで）
日本金型工業会（令和8年3月まで）
日本ガス石油機器工業会（令和8年3月まで）
日本鍛圧機械工業会（令和8年3月まで）
日本工業炉協会（令和8年3月まで）
日本建材・住宅設備産業協会
（令和8年3月予定）
日本ロボット工業会（令和8年3月予定）
日本計量機器工業連合会
（令和8年3月予定）
日本チェーンドラッグストア協会
（令和8年3月予定）
全国銀行協会（令和8年3月頃予定）
日本フードサービス協会（令和8年度中）
日本プラスチック工業連盟（令和8年4月まで）
日本化学工業協会（令和8年4月まで）
塩ビ工業・環境協会（令和8年4月まで）
化成品工業協会（令和8年4月まで）
石油化学工業協会（令和8年4月まで）
日本ゴム工業会（令和8年4月まで）
日本工作機械工業会（令和8年4月予定）

改定予定（※改定時期未定）の団体一覧（28団体）

放送コンテンツ適正取引推進協議会
デジタルメディア協会
全国ビルメンテナンス協会
食品産業センター
日本加工食品卸協会
日本給食品連合会
全国給食事業協同組合連合会
全国魚卸売市場連合会
全国青果卸売市場協会
日本フランチャイズチェーン協会
日本鉄鋼連盟
日本伸銅協会
日本電線工業会
マンション管理業協会
日本建設機械工業会
送配電網協議会
全国建設業協会
日本広告業協会
協同組合日本映画製作者協会
日本映画製作者連盟
日本映像職能連合
日本映画制作適正化機構
日本印刷産業連合会
日本賃貸住宅管理協会
日本防衛装備工業会
日本家具産業振興会
アジア家具フォーラム
全日本ベッド工業会

改定予定なし/回答なしの団体一覧（8団体）

情報通信ネットワーク産業協会
全国スーパーマーケット協会
日本アルミニウム協会
日本半導体製造装置協会
ビジネス機械・情報システム産業協会

日本貿易会
日本動画協会
日本建設業連合会

取引かけこみ寺

※令和7年12月31日までは「下請かけこみ寺」

- 各都道府県の中小企業振興機関協会の協力を得て、**本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。**
- 代金の減額や買ったたきといった**取引上の悩みに関する様々な相談**を受け付け、**専門の相談員や弁護士がアドバイス**を行う。**年間11,000件超**の相談に対応。（2024年度）
- 令和7年6月に、官公需に関する相談の受付も開始。

相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能



- 弁護士による無料相談
- 裁判外紛争解決手続（ADR）
- 取適法違反のおそれがある場合、中小企業庁への通報
- 地方公共団体における官公需相談窓口を紹介

「価格転嫁サポート窓口」

全国の47カ所のよろず支援拠点に設置。

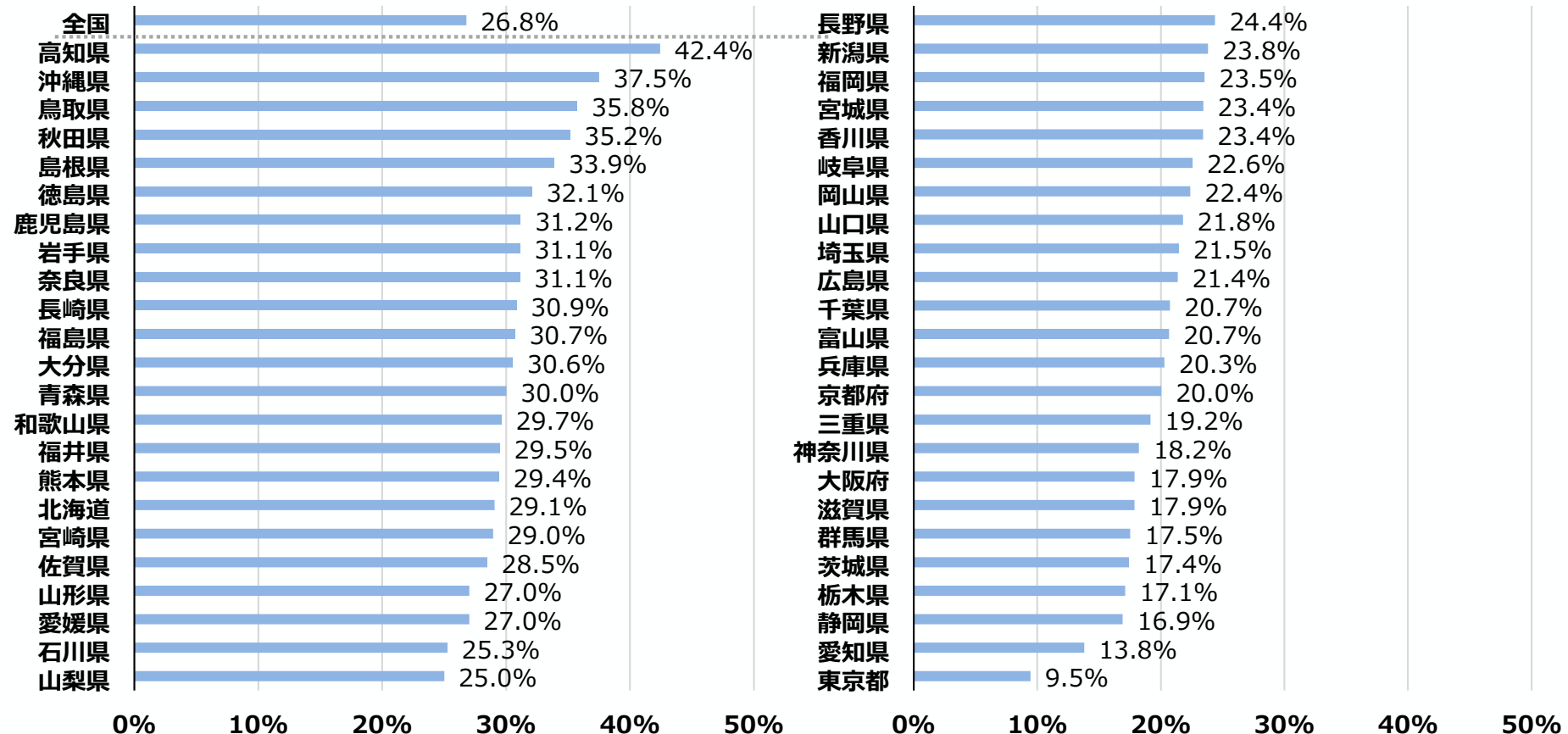
価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押し。

地方では、公的需要が地域経済に占める割合が高い

新資本実現会議
資料を一部修正

- 官公需など公需は、GDPの1／4を占める。地方ほどその割合は大きく、地域経済に与える影響も大きい。
- 物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、国（地方支分部局、独法、国立大学法人等を含む）・地方公共団体が率先垂範し、官公需における価格転嫁を徹底していく。

公的需要が都道府県GDPに占める割合（2021年度）



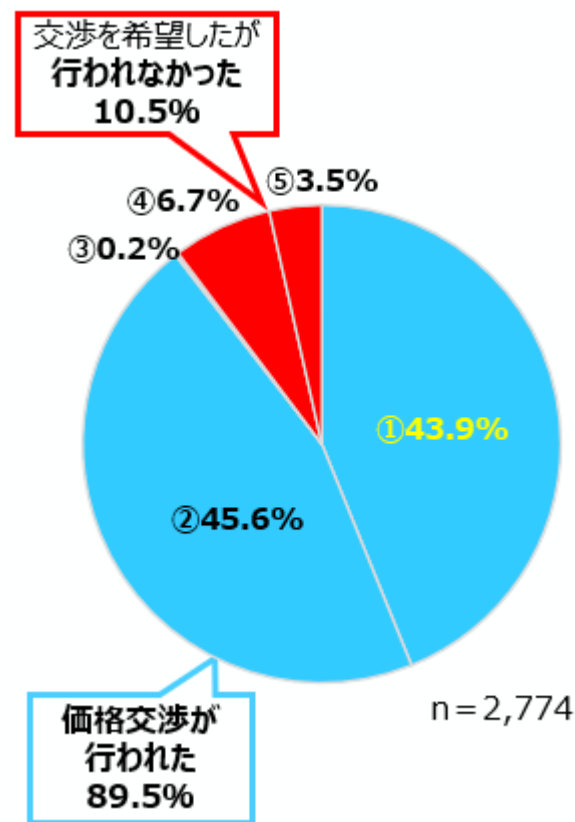
(注) 都道府県の数値は、「公的需要」（「地方政府等最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を県内総生産で割った値。
全国の数値は、「公的需要」（「政府最終消費支出」、「公的固定資本形成」、「公的在庫変動」の合計値）を国内総生産で割った値。いずれも名目値。
(出所) 内閣府「県民経済計算」（各都道府県）、内閣府「国民経済計算」（全国）を基に事務局にて作成。

官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

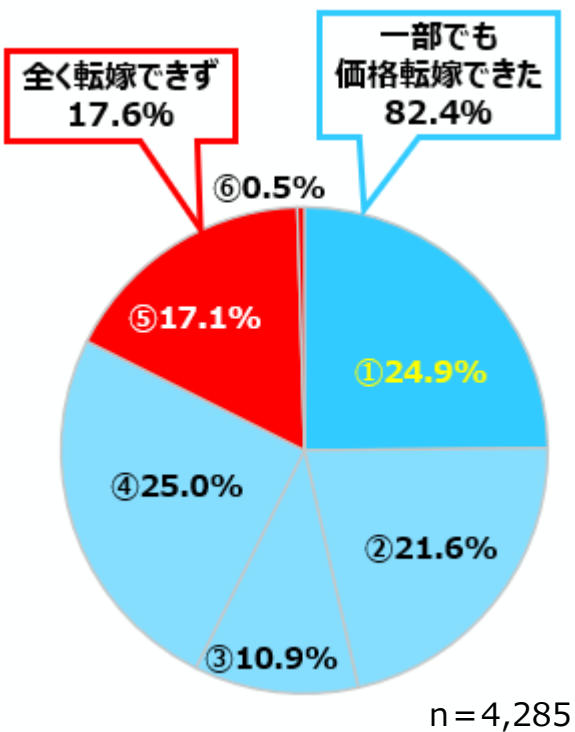
- 官公需の回答数は7,193件に増加（前回5,593件）。**価格転嫁率**は、**52.1%**（前回52.3%）。
- なお、官公需全体では「**入札により価格決定している**」割合が**約 9 割**（官公需以外では、約 1 割）。
- 「**価格交渉が行われた**」割合は、**約 9 割**（前回89.3%→89.5%）。

直近 6 か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近 6 か月間における価格転嫁の状況



転嫁率【コスト全額】
52.1%

- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割
- ⑥ マイナス

※「価格交渉不要」、「価格転嫁不要」の回答を除いた分布。

（出典）中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」

官公需における価格転嫁・取引適正化

- 総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、関係省庁一丸となって強力に実行する。

発注の改善

- 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度の適切な運用、工事以外の請負契約への拡大。
- 地方自治体における低入札価格調査制度・最低制限価格制度の工事関係での速やかな導入徹底と工事契約以外への導入拡大。総務省による実態調査の公表、通知。
- 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の設定基準（現在は概ね60%）について、業種毎の適正水準の検証・見直し。
- 予定価格が最低賃金やエネルギー代金の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。

発注後の対応

- 「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底。
- 最低賃金等の上昇に対応できるよう、必要な予算の確保や「重点支援地方交付金」の活用。
- 価格交渉促進月間FU調査の官公需リスト公表（中企庁）、地方自治体へ結果通知（総務省）

横断的取組

- 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」及び措置状況調査の結果公表（中企庁）
- 全自治体における官公需相談窓口の設置（取引かけこみ寺とも連携）（総務省）

＜参考：業界ごとの取組例＞

- 第3次担い手三法※の改正によるスライド条項の活用、受注者からの申出に対する誠実協議の義務化（国土交通省）
※公共工事品確法、建築業法、公共工事適正化法
- ビルメンテナンス業に係る発注事務ガイドラインを労務費指針等を踏まえ改定（厚労省）
- 官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査、配慮依頼の通知（総務省・経産省）
- 一般廃棄物処理業務の価格転嫁に関する通知、実態調査及び結果通知（環境省）
- 警備業における顧客との交渉における好事例集の作成・周知（全国警備業協会）

賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ

- 中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化や省力化・生産性向上を、各省庁・所管業界において進めるため、佐藤官房副長官がトップの関係局長等によるワーキンググループを開催。

概要

- 開催日時：2025年12月22日（月）16:30～17:00
- 開催場所：首相官邸 2 階小ホール
- 出席者：内閣官房副長官（参）、内閣官房副長官補（内政）、成長戦略本部事務局長代理、中小企業庁長官、公正取引委員会経済取引局長、財務省主計局次長、総務省自治行政局長及び各省庁の事業所管担当局長。

※本WGは、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」を改組し、「省力化投資プランの策定と実行のための関係府省庁連絡会議」及び「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」の議論を引き継ぐ形で設置。

内容

- 各省庁・各業界の価格転嫁・取引適正化の取組の進捗報告
- 下請法の執行状況、取適法の執行準備状況の報告
- 労務費転嫁指針の改正
- 官公需における価格転嫁の取組徹底
- 省力化投資促進プランの対象業種への警備業の追加

佐藤官房副長官より、各省庁に対して、所管業界や官公需における価格転嫁・取引適正化の更なる推進とフォローアップを行うこと、省力化投資の着実な実行等について指示。また、こうした一連の取組については、**来年1月・2月を中心に、全ての都道府県で開催予定の「地方版政労使会議」で周知徹底を図るよう指示。**

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（1／2）

I. 価格転嫁・取引適正化

1. 各事業所管省庁から業界団体への要請

- これまでに要請した事項の取組状況をフォローアップすること。特に、価格転嫁を阻害する商習慣として取り組むべき課題を洗い出し、その対応を含め、自主行動計画に反映すること。
- 自主行動計画について、取適法・振興法を踏まえた改定が未実施な場合には、速やかに改定するとともに、パートナーシップ構築宣言を行う旨盛り込むこと。
- 特に、価格転嫁の状況が芳しくない、トラック運送、通信、広告、農業・林業、廃棄物処理、放送コンテンツ等においては、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導すること。
- 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接経費についても、契約の適正化を進め、価格転嫁の対象とすることを検討すること。
- 改正された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知徹底すること。

2. 各事業所管省庁における取組

- 来年1月1日に施行される中小受託取引適正化法（取適法）及び受託中小企業振興法（振興法）について、引き続き所管業界へ周知徹底を行うとともに、省庁間連携による執行強化のため必要な体制を整備すること。
- 米国関税や経済動向の変化に伴い、サプライチェーン全体での取引適正化の取組が阻害されることがないよう、所管業界の取引実態を注視すること。
- 取適法の勧告を受けた事業者に対する、補助金交付や入札参加資格停止措置の検討を引き続き進めること。



各省庁に指示する佐藤内閣官房副長官
(写真中央)

佐藤内閣官房副長官からの指示事項（２／２）

Ⅱ.官公需における価格転嫁・取引適正化

- ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大、低入札価格調査基準の見直し、期中改定等の徹底、本府省庁等から地方支分部局等への支援など、各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた申合せを踏まえ、実施を徹底するとともに、総務省を通じて、地方公共団体での取組の徹底を図ること。
- 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、事業所管省庁において主要な業種の価格基準を今年度内に策定するとともに、基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底すること。
- 総務省及び内閣府におかれては、重点支援地方交付金を活用し地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応するため、推奨メニューや先行事例の紹介など取組を支援すること。
- 中小企業庁におかれては、これまでも中心に取り組んできた内閣官房・財務省・総務省と連携し、目標年度や定量的な目標を含む官公需における価格転嫁を徹底するための対応策について検討し、来春を目途に進捗を報告すること。
- 各省庁の政務・幹部が地方自治体の首長・幹部と面会等する機会を捉え、官公需における価格転嫁・取引適正化を要請すること。

Ⅲ.省力化投資

- 警察庁におかれては、警備業の省力化投資促進プランを着実に実行すること。
- 関係省庁におかれては、これまでに策定した省力化投資促進プランの実行を進め、その取組を次回WGで報告すること。
- 関係省庁におかれては、令和8年度から各都道府県によろず支援拠点内に設置される「生産性向上支援センター」の体制整備や周知広報に協力すること。

これらの取組状況については、継続的にフォローアップを行い、各省庁から報告すること。